

新型コロナウイルス感染症対策にかかる施設の休業要請等について

1 施設の使用停止の協力要請

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、県民一丸となつて接触機会の低減に取り組むため、対象の事業者には施設の使用停止の協力を要請します。

(1) 協力要請する内容

感染拡大につながる恐れのある接待接触を伴う遊興施設の使用停止の協力を要請します。

(2) 協力要請する期間

新型インフルエンザ特別措置法第 24 条第 9 項に基づき施設の使用停止の協力を要請する期間は、令和 2 年 8 月 1 日（土）から令和 2 年 8 月 15 日（土）までです。

(3) 区域

那覇市松山 1 丁目及び 2 丁目

(4) 特措法による協力要請を行う施設

施設の種類	内訳
接待・接触を伴う遊興施設等	風営適正化法第 2 条第 1 項第 1 号に規定される営業、同法第 2 条第 7 項に規定される営業、同法第 2 条第 11 項に規定される営業であるいわゆるキャバレー、ナイトクラブ、ライブハウス、スナック、ダンスホール、パブ、デリヘル

(5) 休業要請に協力した事業者への支援について

特措法による協力要請を受けて、休業要請日の翌日 8 月 2 日から 8 月 15 日の全期間休業に応じていただいた事業者を対象に協力金（20 万円）を支給します。

（※休業した期間について、後日協力金申請の際の確認資料として写真等を提出できるよう、店舗入り口等への休業期間のお知らせに関する貼り出しや、ホームページ等への掲載を行うこと）

2 食事提供施設（持ち帰りや宅配を除く。）への時間短縮営業を要請

(1) 協力要請する内容

1 以外の飲食店（バー、スナック、居酒屋含む）、喫茶店等
→朝 5 時から夜 22 時までの時間短縮営業を要請

(2) 協力要請する期間
新型インフルエンザ等特別措置法第 24 条第 9 項に基づき施設の使用停止の協力を要請する期間は、令和 2 年 8 月 1 日（土）から令和 2 年 8 月 15 日（土） までです。

(3) 区域
那覇市内全域

(4) 営業時間短縮要請に協力した事業者への支援について
特措法による協力要請を受けて、営業時間短縮要請日の翌日 8 月 2 日から 8 月 15 日の全期間営業時間短縮に応じていただいた事業者を対象に協力金（10 万円）を支給します。

（※営業時間短縮した期間について、後日協力金申請の際の確認資料として写真等を提出できるよう、店舗入り口等への営業時間短縮期間のお知らせに関する貼り出しや、ホームページ等への掲載を行うこと）

注：複数店舗を運営している場合も一事業者として扱う。

注：協力金に関する手続き等の詳細については、後日お知らせします。

問い合わせ先

- ◆施設の使用停止等の協力要請（対象等）に関すること
新型コロナ対策本部総括情報部 電話：098-866-2014
- ◆協力した事業者への支援に関すること
商工労働部 中小企業支援課 電話：098-866-2343
- ◆発熱等症状のある方はコールセンター：098-866-2129